

児童虐待死亡事例検証結果報告書

平成25年10月

松戸市要保護児童対策地域協議会
(松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会)

本報告書の取扱いにあたりましては、当事者及び関係者のプライバシー等にご配慮くださいますようお願いいたします。

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	事例の概要	1
4	本市における対応経過	2
5	検証を通じて明らかになった問題点 (どのような観点が欠けていたか)	3
6	改善の方向性 (改善に向けた提言)	4
7	問題点抽出の背景 (関係部署の業務概要及び対応)	5
8	おわりに	7
9	検証会議の委員及び検証経過	9

1 検証の目的

児童虐待の対応策を検討するため、神奈川県横浜市で発生した女児死体遺棄事件に至る事例（以下、「今回事例」という。）について検証する。

2 検証の方法

今回事例は本市で発生した事件ではないが、本市の関わりが確認されたことから、要保護児童対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）による内部検証とした。

検証会議は、今回事例に関係した子ども部子ども家庭相談課母子保健担当室及び学校教育部学務課における対応の経過等の事実関係に基づき、事実確認、問題点・課題の整理、改善策の検討を行った。

また、本市の検証は今回事例そのものの検証ではなく、公判前に実施した内部検証であるので、国及び他の地方公共団体等が実施する検証内容との整合性は確認していない。

3 事例の概要

(1) 事件の概要

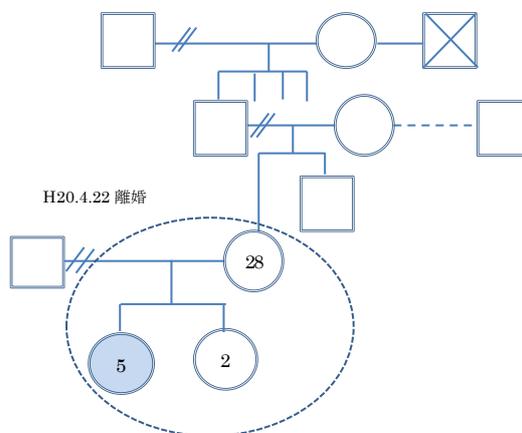
平成24年7月頃、長女とみられる女児（当時6歳。以下、「本児」という。）の遺体を横浜市磯子区の雑木林の土中に埋めて遺棄したとして、神奈川県警は、母親（30歳）と元交際相手の男（28歳）を逮捕した。2人は容疑を認めており、神奈川県警は、虐待死の可能性もあるとして、秦野署に捜査本部を設置した。

なお、この母子（以下、「本家族」という。）は、平成23年6月2日に本市に転入し、平成24年4月12日に神奈川県秦野市に転出していた。

(2) 家族構成等

（松戸市転入時）

- ・ 母（28歳）
- ・ 長女（5歳）
- ・ 二女（2歳）



4 本市における対応経過

年	月	日	家庭の状況		関係機関の対応		
			長女の年齢	二女の年齢	市教委	母子保健	状況
23	6	2	5歳7月	2歳12月			松戸市への転入届を受理
23	6	17		3歳			二女、3歳を迎える。
23	10	1	5歳12月	3歳3月	○		長女が平成24年度就学予定者名簿登載 ・就学前健診通知発送 ・平成24年度就学予定対象者 3,985人
23	10	25	6歳				長女、6歳を迎える。
23	11	中	6歳0月	3歳5月		○	二女が三歳児健康診査対象 ・三歳児健康診査案内文発送 ・平成23年度三歳児健診対象者 4,204人
23	11	16	6歳0月	3歳5月	○		長女の就学前健康診査未受診を確認 ・就学前健診未受診者数 345人
23	11	下	6歳1月	3歳6月	○		長女の就学前健診未受診に伴う対応 ・学校職員が本家族の住民登録地を訪問 ・居住実態確認できず（表札名が違う）
23	12	1	6歳1月	3歳6月	○		長女の就学前健診未受診に伴う対応 ・督促通知発送
23	12	中	6歳1月	3歳6月		○	二女の三歳児健康診査未受診を確認 ・三歳児健診未受診者数 438人
23	12	中	6歳1月	3歳6月	○		長女の就学前健診未受診に伴う対応 ・学校職員が毎日のように本家族の住民登録地を訪問 ・近隣住民に確認するも情報得られず
24	2	1	6歳3月	3歳7月	○		長女の入学通知書発送
24	3	9	6歳4月	3歳8月		○	二女の三歳児健康診査未受診に伴う対応 ・状況確認文書を発送
24	3	下	6歳5月	3歳9月		○	二女の三歳児健康診査未受診に伴う対応 ・状況確認文書の返信がないため地区担当保健師に対応（家庭訪問）を依頼
24	4	9	6歳5月	3歳9月	○		長女の入学式欠席に伴う確認 ・学校職員が訪問（実態把握できず）
						○	二女の三歳児健康診査未受診に伴う確認 ・地区保健師が訪問（実態把握できず）
24	4	12	6歳5月	3歳9月			秦野市への転出届を受理 ・市役所本庁（市民課）

5 検証を通じて明らかになった問題点（どのような観点が欠けていたか）

- 子どもに関わる部署の業務過程において要保護性を認識する観点
- 各部署が把握した要保護情報の適時収集・適切管理を標準化する観点

(1) 教育委員会・学校

就学事務における要保護性の確認及び要保護児童情報共有の観点

義務教育予定者に対する就学事務を通じて判明した居所不明者の確認にあたっては、住民基本台帳担当部署や他市町村の教育委員会と連携し、実態の把握に努めていたが、これは学校管理上の対応であり、要保護児童対策の観点から子ども及び家庭の要保護性・要支援性を確認し、情報を共有するための基準・手順は定めていなかった。

(2) 母子保健担当部署

児童虐待予防の観点に立った児童福祉担当部署との連携の観点

乳幼児健診、家庭訪問等の母子保健業務を通じて判明した居所不明者の確認にあたっては、保育所・幼稚園への照会や住民基本台帳担当部署との連携により児童及び家庭状況の実態把握に努めていたが、居住実態の把握ができないケースについて、児童虐待予防の観点から児童福祉担当部署につなぎ、情報共有する流れを標準化していなかった。

(3) 児童福祉担当部署

子どもに関わる部署からの情報収集及び情報共有に係る標準化の観点

児童虐待情報は、子どもや家庭に関わる業務を行う部署や子どもが所属する機関、児童相談所、警察及び病院等の関係機関からの通報により受理する割合が高い。しかし、市の各部署からの情報収集及び共有の適切な運用がなされていなかった。

地域協議会活動を的確に調整するためのケース情報化と共有化の観点

児童福祉担当部署は地域協議会の調整機関に指定されているため、関係機関が児童虐待に的確に対応するための調整を行う。しかし、今回事例は、直接かかわりがあった部署において、リスクが高いケース（要保護・要支援・虐待）と判断しなかったため、児童福祉担当部署が受理し、地域協議会が共有できる形で「情報化」されることもなかった。

6 改善の方向性（改善に向けた提言）

- 子どもに関わる部署における要保護性確認と共有の仕組みを構築する
- 地域協議会活動の調整機能向上を図る

(1) 子どもに関わる部署等における要保護性確認と情報共有の仕組みの構築

業務フローの中に要保護・要支援対応につなぐ確認地点を設定する

子どもに関わる市の部署等の業務において、今回事例のように居住実態や安全確認について客観的な判断が難しいケースであっても、業務の流れの中で、早期に家族の全体像を把握し、要保護・要支援の確認、児童虐待惹起の蓋然性などを判断する確認地点を設定し、確認事項を「情報化」とするとともに、児童福祉担当部署に通告し「共有化」する仕組みを構築する必要がある。

コンプライアンスを推進するとともに担当者の意識変化を図る

要保護児童対策における「情報化・共有化」に際しては、関係機関・関係者の守秘義務を徹底し、個人情報保護の意識を高めるなどコンプライアンスの推進に努めなければならない。

また、地域協議会の実質的な協力関係を構築するため、実務者レベルにおいて自他の使命、役割を理解するなど、担当者の意識変革にも積極的に取り組むことが期待される。

(2) 地域協議会調整機関の機能向上

実態把握ができない情報も地域協議会が集約し管理する機能を備える

松戸市では、地域協議会の調整機関に子ども家庭相談課を指定している。地域協議会は、要保護児童対策の中核組織として要保護児童情報を集約するため、調整機関には、情報に基づき支援を進行管理し、関係機関の活動を適宜適切に調整することが求められている。今後は、居住実態が把握できない家庭に関する移動等の情報についても適切に管理・調整する必要がある。

地域協議会活動の調整と児童虐待対応が両立できる体制を整備する

子ども家庭相談課は、地域協議会の調整機関としての役割を果たす一方で、松戸市における児童虐待（及びDV）ケースの相談・援助活動の担当部署となっている。市町村は要保護児童の通告先に規定されており（児童福祉法）、年々増加する児童虐待の対応に関わる業務量も増大している実情を勘案し、要保護児童対策の充実に向けた体制強化を図るべきである。

7 問題点抽出の背景（関係部署の業務概要及び対応）

(1) 教育委員会・学校

① 今回事例に関連する業務の概要

ア 義務教育の対象者に対する就学事務は、教育委員会が管轄する。

イ 教育委員会（就学事務担当部署）は、学齢に達する前年の10月1日の住民基本台帳に基づき学齢簿を編成する。入学前健康診断は、学齢児童を対象に学齢簿作成後から11月30日までに実施する。

ウ 入学前健康診断の結果により、1月31日までに「入学すべき学校（指定校）」が決定する。決定後は、保護者に対して就学通知書と入学届を発送し、学校に対して就学児童通知書を送致する。

② 今回事例と業務対応

ア 就学事務担当部署は、平成23年10月1日、平成24年度就学予定者名簿登載者宛に入学前健康診断通知を発送した。本児も対象であったため、健診日（11月16日）、場所（指定校）を通知した。

イ 本児が指定健診日に受診していないことを確認した指定校職員は、住所地を訪問したが本家族の居住実態を確認できなかったため、12月1日に健診を勧奨する通知を発送した。その後も、毎日のように職員が現地を確認したが実態を把握することができなかった。

ウ 就学事務担当部署は、本家族の実態を把握できないまま、平成24年2月1日に入学通知書を住所地宛に発送した。その後も、職員が現地確認を行ったが、実態を把握することができなかった。

エ 本児が平成24年4月9日の入学式にも欠席したため、学校が現地確認を行ったが実態把握できなかった旨を教育委員会に報告したが、平成24年4月12日付けの市外転出を確認したため、確認作業を終息した。この際、転出先自治体への情報提供は行っていない。

オ 就学事務担当部署及び指定校は、就学事務を執行するために学齢簿に基づき入学予定者を特定し、健診受診、入学等の手続きを促す。

カ 平成24年度就学予定者（3,985人）の入学前健診未受診者は8.6%（345人）であった。未受診者については、入学予定校の職員がその家庭を訪問し、入学の意思を確認している。未受診の理由は、国立・私立学校、海外の学校に就学するため、特別支援学校等への選択を相談中などだが、入学時における入学先不明児童は、新入学児童数（3,799人）の7.1%程度（27人）まで判明し、その後の調査によりほぼ全員の居所を確認できた。

(2) 母子保健担当部署

① 今回事例に関連する業務の概要

- ア 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査は、母子保健担当部署が担当し、市医師会、歯科医師会の協力を得て実施する。
- イ 1歳6か月児健康診査は、満1歳6ヶ月に達し満2歳に達しない幼児を対象に、また、3歳児健康診査は、3歳5か月に達し満4歳に満たない幼児を対象に、それぞれその保護者に受診案内を発送する。
- ウ 未受診者については、状況を把握するため、アンケート調査を実施する。また、アンケート調査でも状況が把握できない家庭に対しては、保健師が訪問を実施する。

② 今回事例と業務対応

- ア 母子保健担当部署は、平成23年11月上旬、3歳児健康診査対象者に案内文を送付した。本件二女も対象であり、健診日（12月中旬）、場所（地区保健福祉センター）を通知した。
- イ 本児が指定日及び指定日以降に受診していないことを確認した担当保健師は、平成24年3月9日、状況を把握するためのアンケート調査を住所地宛に送付した。
- ウ アンケート調査の返信がなかったため、母子保健担当部署は、3月下旬、保健福祉センターの地区担当保健師に対応（家庭訪問）を依頼した。
- エ 地区担当保健師は、4月9日に住所地を訪問したが、実態を把握することができなかった。
- オ その後も訪問等により状況把握につとめたが、平成24年4月12日付けの市外転出を確認したため、確認作業を終息した。この際、転出先自治体への情報提供は行っていない。
- カ 母子保健担当部署は、健診業務を実施するため、住民基本台帳に基づき対象者を特定し、健診の受診を促す。
- キ 平成24年度の3歳児健康診査対象者（4,204人）の未受診者は10.4%（438人）であった。
- ク 未受診者については、健診や予防接種の履歴を確認し、地区担当保健師が家庭を訪問し状況を確認している。

(3) 児童福祉担当部署

① 今回事例に関連する業務の概要

- ア 児童福祉担当部署は、本市の児童虐待に係る相談援助を所管する部署として地域協議会の児童福祉関係の構成機関となっている。そのため、本市が取り扱うケース情報の適切な管理が求められている。
- イ 本市の児童虐待対応については、市民の関心及び関係機関の対応力の高まりを背景に相談通報件数は年々増加している。平成24年度は、相談通報件数703件の内、児童虐待件数は345件（50.2%）に上っている。
- ウ また、児童虐待情報は通報により受理する割合が高く、子どもや家庭に

関わる業務を行う部署や子どもが所属する機関、児童相談所、警察、病院等の関係機関からの通報が、全体の72%を占めている。(平成24年度)。

エ 児童福祉担当部署が受けた通報(情報)は、受理会議(必要に応じて緊急受理会議)にかけ、虐待の確認、緊急性の判断、調査の内容などを検討し、具体的な援助に入る。

② 今回事例と業務対応

ア 児童福祉担当部署が受理した情報を児童虐待ケースとして取り扱うことを決定した場合は、地域協議会を機軸に対応するため、ケース情報を地域協議会のネットワークで共有する。そのため、ケース当事者が市外に転出した場合はケース情報も転出先に移管する。

イ 今回事例は、直接かかわりがあった部署において、リスクが高い情報(要保護情報・要支援情報・虐待情報)とは判断していなかったために、児童福祉担当部署が受理し本市が取り扱うケースとなることはなく、地域協議会が共有管理する形で「情報化」されることもなかった。

8 おわりに

(1) 今回事例の本市転出後の経過

年	月	状況
24	4~5	○住民基本台帳情報により本家族の市外転出を確認 (就学事務及び母子保健担当部署)
24	7	○神奈川県警情報 ※事件発覚後確認 ・7/3 本家族居住アパート付近住民から泣き声110番通報受理 ・現場確認により本家族及び交際相手の同居を確認 ・横浜市児童相談所に虐待通告 ○横浜市児童相談所情報 ※事件発覚後確認 ・7/5 神奈川県警南署より二女の虐待通報を受理 ・その後、児童相談所が訪問、連絡を繰り返すも安否確認できず。 ・本家族は6月頃から11月頃、横浜市内に交際相手を含む4人で居住 ○H25.4.24報道に基づく推定 ・長女が横浜市で殺害・遺棄されたとみられる(H24.7.22)
24	10	○横浜市児童相談所情報 ※事件発覚後確認 ・横浜市南区で本家族の居住を確認
25	4	○報道 ・「長女の遺体遺棄容疑母親と元交際相手逮捕」

(2) 痛ましい児童虐待の再発防止に向けて（検証会議座長 小木曾 宏）

本事例は、神奈川県横浜市で発生した死亡事例である。したがって、本検証会議は特に死亡事件に至る前段階として、「要保護ケース」の早期発見・早期対応の観点から検証を行ってきた。特に保護者が、小学校入学前段階の手続き拒否に関する本市の関わり、次女健康診査未受診の対応について検証を行った。しかし、本市担当部署は、通常の手続きにより文書発送、家庭訪問等を繰り返し実施していた。その後、本家族の他県への転居により、消息を確認することができなかった。結果として、残念な結末を迎えてしまったことになる。

そこで、本検証結果を踏まえ、実感したことは以下のとおりである。

第一に本市の関わり段階で結果を予測することは大変に難しい。リスク予測は多くの情報収集から「判断」される。本事例のように、当該家族と全く接触できないまま転居された事例に対して、「最悪の結末」予測はさらに困難であったと考える。しかし、その「最悪の結末」が起きてしまった以上、二度と同じ事例が繰り返されないために、本市においても可能な限りの対策と改善を試みて行かねばならない。その一方で、実現不可能な提言は、実効性が伴わないとも考える。

そこで、今回の検証会議の着眼点は、現行の「仕組み」の再点検と実現可能な新たな早期発見・早期対応の「仕組み」づくりである。そして、本市の「要保護児童対策地域協議会」は、創設以来、長い歴史を有している。今後、その培ってきた英知を傾け、複数の所管課が持つリスク情報を、「集約・管理」する機能を「新たな仕組み」として、実現して行くことが最も重要である。

そして、本事例から学ぶべきことは、行政の提供するサービスや市民が当然、受けるであろうと思われる「教育」「保健」制度の提供を「拒む」ケースが、今後、増えて行くという予測である。さらに、本事例のように転居を繰り返しながら、リスク度が増大し起きてしまう「最悪の結末」を如何に、防ぐことができるか。そのためには、千葉県のみならず、横浜市、神奈川県も本事例の「死亡事例検証」を実施している以上、その結果報告を踏まえて、広域にわたる事例に対する対策も講じる必要があるだろう。そして、その最終的検証結果は厚生労働省が提示すべきであろう。

最後に、今回の事例のように、「就学をさせない」「健康診査拒否」という行為は、子どもの「人権侵害」に当たるという観点から、我々は、すべての子ども達の「教育を受けるべき権利」「健康に暮らす権利」という「人権保障」の推進、その実現化を貫いて行くべきであることを、改めて自覚すべきであると実感した。

9 検証会議の委員及び検証経過

(1) 検証会議委員名簿

所属	氏名	役職
学識経験者	座長 小木曾 宏	児童養護施設房総双葉学園 施設長
	委員 高橋 むつき	高橋むつき法律事務所 弁護士
	委員 平川 和子	東京フェミニストセラピセンター 所長
千葉県	委員 櫻井 明	柏児童相談所 所長
松戸市	委員 相馬 正己	子ども部子ども家庭相談課 課長
	委員 久保田 米子	子ども部子ども家庭相談課 母子保健担当室長
	委員 泉 晴行	学校教育部学務課 課長

(2) 検証経過

開催		内容
第1回	平成25年 7月22日(月)	○検証会議の目的、検証方法等について ○事例の概要、事実関係の整理、論点整理について ○課題抽出、課題整理について
第2回	平成25年 8月23日(金)	○課題抽出、課題整理について(継続) ○課題解決の方向性
第3回	平成25年 9月30日(月)	○課題解決の方向性(継続) ○報告書について